

公共工事の施工業者との合同安全パトロールを実施（島原署）

開催日時	平成 26 年 10 月 24 日（金）	開催場所	島原半島内土木工事現場
参加者	連絡協議会構成員 15 社、長崎県、監督署	主催	施工業者安全連絡協議会

目 的

島原半島内での土木工事現場において、休業 4 日以上[※]の労働災害が昨年と比較すると倍増しており、無資格就労違反も多く認められることから、建設業者で構成される安全衛生協議会の会員とともに安全パトロールを実施した。

概 要

開催に先立ち、島原労働基準監督署（署長：田中謙吉）から、本パトロールを労働災害防止活動の更なる推進へ向けた契機とするよう訓示がなされた。



本現場では、石積み作業における安全な施工を図るため、専用アタッチメント(岩用首振りグラスパー)を取り付けた建設重機により工事を施工している業者も入場しているため、当該作業方法について演習を行った。



災害が発生している「クレーン機能付きドラグショベル」を用いた「吊荷の 1 本吊り作業」について、安全対策を当署安全衛生係長が説明。



当署管内における土木工事での労働災害は、次のように発生しており、一步間違えば、生命を脅かす災害も発生しています。

建設機械によるクレーン作業中に吊荷に挟まれた災害

建設機械の転倒・転落による災害

法面やはしご等からの墜落災害

同種災害の再発防止対策として、次のことを順守してください。

建設機械を用いて作業を行うときは、安全な作業計画を作成し、作業員に周知すること

資格が必要な業務には、有資格者を配置すること

クレーン機能付きドラグショベルによりクレーン作業を行うときは、クレーン機能への切り替えを行うこと

路肩付近で作業を行うときは、誘導員の配置、防護柵の設置など転落防止措置を講じること

墜落の危険のある場所で作業を行うときは、足場や手すりの設置を行うこと

はしごや脚立を作業床として使用することは避け、作業台、足場を使用すること

当署管内では、土木工事のみならず「建築工事」においても労働災害は増加しており、特に墜落災害による重症災害が 8 月、9 月と連続して発生しています。事業者の方にあらましては、安全総点検を実施していただき、法令、安全ルールの順守について徹底を図っていただきますようお願い致します。

当署といたしましては、今後とも引き続き、事業者、公共工事発注機関、関係団体等と連携し、労働災害のない安全・安心な職場環境の確立に取り組んでまいります。
（島原労働基準監督署）